② have Grade A, B or C on “Provision of services” in the Kanto・Koushinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③ have proven to have the business results

④ not be under suspension of nomination by Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

⑺ Time-limit for submission of certificate : 17 : 00　8 February, 2016

⑻ Time-limit for tender : 17 : 00　2 March, 2016

⑼ Contact point for the notice : Shunichi Yumoto General Affairs Section, Yuzawa Sabo Office, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 23 Kandatsu Minamiuonuma-gun, Niigata-ken, 949―6102 Japan. TEL 025―784―2263 ex. 224

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月8日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局

三国川ダム管理所長　右近　則男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　15、29

⑵ 調達件名及び数量　平成28年度三国川ダム管理所電気通信施設保守業務　一式（電子入札対象案件）

⑶ 調達件名の仕様等　入札説明書及び特記仕様書による。

⑷ 履行期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

⑸ 履行場所　入札説明書及び特記仕様書による。

⑹ 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺ 電子入札システムの利用　本案件は、入札及び入札書類データ（証明書等）の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ等級、Ｂ等級又はＣ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶ 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

㋐ 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

㋑ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し

㋒ 上記㋑に伴う競争参加資格審査申請書変更届

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記の手続きを受けた者を除く。）

⑸ 証明書等の受領期限及び入札書類データの受領期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻ 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

⑼ 平成13年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（平成28年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

㋐ 発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）

・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）

（上記の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）

・民間企業

㋑ 対象設備は次の①から⑩のいずれか１つの設備とする。①多重無線設備　②端局設備　③遠方監視設備　④交換設備　⑤長距離（30㎞以上）用光伝送設備　⑥移動体通信設備　⑦ネットワーク設備　⑧高圧受変電設備　⑨非常用発電設備（10kW以上）⑩水力発電設備

⑽ 本業務の配置予定管理技術者は、申請書及び資料等の提出期限の時点で次の①から④のいずれか一つの条件及び、契約締結時点で⑤から⑥の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか１つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績とする。

① 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

② 学校教育法による高等学校、中等教育学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

③ 上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者

④ 以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。

・技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））

・技術士（電気電子部門）

・一級、二級電気工事施工管理技士

・第一級、第二級総合無線通信士

・第一級、第二級陸上無線技士

・第一級陸上特殊無線技士

・第一種、第二種、第三種電気主任技術者

・第一種電気工事士

⑤ 通常の勤務時間において２時間以内に履行場所（三国川ダム管理所）に到着できる場所を主たる勤務地とし、又は夜間、休日において２時間以内に履行場所（三国川ダム管理所）に到着できること。

⑥ 配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ４件以下であること（本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。